

兵庫県公報

令和4年9月26日 月曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

監査委員公告	ページ
○ 住民監査請求に係る監査の結果	1

監査委員公告

住民監査請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について、同条第5項の規定により監査を行い、その結果を令和4年9月21日付けで請求人に通知したので、これを公表する。

令和4年9月26日

兵庫県監査委員

四海達也
浜田知昭
中野郁吾
花岡正浩

第1 監査の請求

1 請求の受付

次のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第1項の規定に基づく措置請求書（以下「請求書」という。）が、尼崎市 弘川欣絵ほか128名から提出された。

- (1) 提出日 令和4年8月19日
51名
- (2) 提出日 令和4年9月6日
60名
- (3) 提出日 令和4年9月7日
3名
- (4) 提出日 令和4年9月9日
15名

2 請求の概要

請求書及びこれに添付された事実を証する書面（以下「事実証明書」という。）に基づき、本件措置請求の要旨をおおむね次のとおりと解した。

(1) 請求の要旨

ア 請求理由

令和4年7月22日、「故安倍晋三国葬儀」（以下「国葬儀」という。）が9月27日に举行されることが閣議決定された。これに兵庫県知事（以下「知事」という。）及び兵庫県議会議長（以下「議長」という。）が公費にて出席・参列すること、公費が支出されることが相当の現実さをもって予測される。

(i) 国葬儀は違憲・違法なものと考えており、その結果、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法になるものとする。

(ii) 知事及び議長が国葬儀に参加したり、公金を支出することは、自治法第2条第2項に反する違法な行為であることは明らかである。

イ 求める措置の内容

国葬儀に知事及び議長が参列するに際して公金を支出（随行職員に関する支出等も含む。）することを差し止める措置をとることを求める。（請求事項）

(2) 事実証明書

本件措置請求の要旨に係る事実証明書として、別記1の文書が提出された。

3 請求の受理

- (1) 令和4年8月19日に請求書の提出があった51名について、同月30日に要件審査を実施し、所定の要件を具備していると認める者については、提出日をもって受理することとし、要件を具備しない13名については、同月31日付けで9月7日までに連絡を求めたが、このうち連絡があり確認できた者は12名、連絡のなかった者は1名である。
- (2) 令和4年9月6日に請求書の提出があった60名について、同月7日に要件審査を実施し、所定の要件を具備していると認める者については、提出日をもって受理することとし、要件を具備しない3名については、同月8日付けで同月15日までに連絡を求めたが、このうち連絡があり確認できた者は2名、連絡のなかった者は1名である。
- (3) 令和4年9月7日に請求書の提出があった3名について、同月7日に要件審査を実施し、所定の要件を具備していると認める者については、提出日をもって受理することとし、要件を具備しない1名については、同月8日付けで同月15日までに連絡を求めたが、同月12日付けで取下げの申出があった。
- (4) 令和4年9月9日に請求書の提出があった15名について、同月13日に要件審査を実施し、所定の要件を具備していると認める者については、提出日をもって受理することとし、要件を具備しない3名については、同日付けで同月15日までに連絡を求めたところ、3名から連絡があり確認ができた。
- (5) 要件審査の結果を集約すると次のとおりである。
請求を受理した者 126名
請求を却下した者 2名（住民である要件を確認できなかった者）
請求を取り下げた者 1名

第2 証拠の提出及び陳述

1 請求人の陳述の要旨

令和4年9月13日及び同月16日に、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ（自治法第242条第7項）、請求人のうち4名からおおむね次のとおり陳述があり、別記2の文書の提出があった。

なお、請求人の主張は多岐にわたるが、その概要は次のとおりである。

- (1)ア 本件措置請求は、合計で実に129名が請求人として声を上げた。それは国葬に関する公費の支出が違法、不当であることが明らかだからである。
 - イ 国葬はまず憲法14条に違反する。憲法は、すべての個人は「法の下に平等」であると宣言しており、特定の者だけを特別扱いしてはいけない。安倍氏だけを特別扱いする合理的理由がない。「首相として最長の在任期間」という政治的評価とほぼ関係ない事柄と、「経済再生・外交の成果」という世論的にも評価が分かれる、もしくは定まらない事柄、すなわち脆弱な理由しか挙げられないのは、明らかに憲法14条に違反している。
 - ウ 国葬は、憲法19条の思想良心の自由にも違反する。岸田首相は国葬について「敬意と弔意を国全体であらわす儀式」と何度も述べており、閉会中審査において、「国全体に国民は入るのか」と追及されたのに対し、「国民とともに安倍元首相に弔意を示すことは重要だ」と述べた。これは、国葬が敬意と弔意を「国民」もあらわすべき儀式であることを述べたことになり、事実上の弔意表明の強制である。
一方で岸田首相は、政府は国民に弔意表明を求めないと述べている。指示や協力要請を通知や口頭で明言しなければ、強制には当たらないということはない。無言の強制はいくらでもある。
安倍氏の家族葬には、三田市では29校中21校の学校が半旗を掲揚し、弔意を表明した。政府が何ら明示的に協力要請をしなかったにもかかわらず、自治体が各部署に指示をした。国葬となれば、さらに多くの県内の自治体で、そして学校で、弔意表明が行われる可能性がある。
 - エ 現在、すべての世論調査で国葬反対が賛成を、国葬反対の声が上回っている。この状況によって、政府の本件国葬による「弔意表明の事実上の強制」という違憲行為が免責されるわけではない。
 - オ 本件国葬は法的根拠がない。佐藤栄作元首相が死去した際、当時の内閣法制局は国葬とするには立法、行政、司法の三権の了承が必要だとの見解を示した。岸田首相は、本件国葬においても、内閣法制局の判断を仰いだと述べているが、当時の見解を変更したのか、いかなる理由で変更したのかなど

一切説明されていない。

国葬という極めて「公的な」、しかも、国民が弔意の主体として求められているにも関わらず、法的根拠も国会の承認すらない葬式への交通費を公金から支出すべきではない。

カ 請求人129名は兵庫県の納税者である。この社会の構成員として、税金の使われ方が適切であるかを監視することで、より良い社会を作る責務を負っている。憲法の本質と相いれない国葬を実施するような社会を作りたくない。

(2) 7月21日から9月8日まで計4回、三宮のマルイ前で道行く人々に対して「あなたは安倍元総理の国葬に賛成しますか、反対しますか」というシール投票を行った。非常に関心が高く、反対するシールが多すぎて枠に入りきらない日もあった。

シール投票4回を集計すると、「賛成」が52票（13%）、「反対」が338票（84%）、「わからない」が12票（3%）だった。この結果から、神戸市民、兵庫県民の大多数が安倍元総理の国葬に反対していることが示されていると思う。

国論は大きく二分されているが、最近の世論調査でも反対する声が増しに大きくなっている。そういう中で、公費を使用して国葬を行うことに対しては、納税者の立場としては認められない。

(3)ア 国葬の実施でなければならないのか。国葬決定から約2か月近くを経て、ますます疑問が膨らんでいる。昨日（9月12日）発表されたNHKの世論調査の結果でも、「国葬」を行うことへの評価について、「評価する」が32%で、「評価しない」が57%と大きく上回っており、日程が近づくにしたがって、国葬決定そのものへの市民、国民の声、反対の声が大きくなっている。

イ 9月6日に発表された警備費と要人接遇費を合わせ、合計約16億6千万円かかるという経費の額が、そもそも、法的根拠をもたない国葬に支出することが許されるのか、財政民主主義に反するとの意見も多く聞かれている。

そして、各自治体の首長らの出席の旅費だけでなく、随員職員の諸経費などが各自治体の公費で負担との推測もなされている。前提となる国費での国葬の法的根拠が乏しい中、国葬に出席する自治体関係者の諸費用を自治体の財政から支出すること自体の違法、不当を問われなければならない。

ウ そもそも、国からの出席要請があっても、必ずしも各自治体が出席しなければならないものではない。7月12日の安倍元首相の葬儀の際には、各自治体への弔意表明を求める通知が出されたが、各自治体首長の対応は、まちまちであった。

エ 安倍元首相の首相在任中のいわゆる「安倍政治」には、多くの市民、国民が異議を唱え、いわゆる「森友問題」、「加計学園問題」、「桜を見る会」の様々な疑惑を残した。元首相の死によって、旧統一教会と政界とのもたれ合いの大本が安倍元首相であることが明らかになるに及んで国葬にふさわしくないと断じるほかない。

多くの市民・国民の支持を得られないまま、国葬として内閣の独走で行われようとしており、その国費、公費の支出を強いることは、民主的社会の中で、決して許されるものであってはならない。

オ 兵庫県弁護士会も、国葬に強く反対し、撤回を求める会長声明を出した。国葬への反対の声が大きくなる中、内閣の姿勢の変遷からも、国葬発表から現在までの迷走ぶりがうかがえる。国葬そのものの目的や趣旨も見失われている現状で国葬に参列のための県費の支出はなされるべきではない。

(4)ア 8月19日の住民監査請求後、知事は8月の会見で「長年にわたり一国の総理として大きな職責を果たし、地方分権や地方創生にも尽力した」ことを理由として、「国から案内があれば地方自治体の長として弔意を示したい」と、知事の立場で参列する意向を明らかにしたと報道されている。その上で、住民監査請求がなされたことについては、「法令に基づいた手続であり、いろいろな考えがあつて請求されたことと受け止めている」としながら、「国費で行われる国葬に公務として参列は可能だ」との見解を示された。

イ 国費を使った国葬というのは、根拠となる法律が無いばかりか、いわゆる思想信条の自由なども含めて憲法に違反するという事実関係を請求人は指摘している。知事や議長など関係者が私たちの税金である公費を使ってそこに出席・参列することも、同じように違憲だということを伝えたい。

ウ 先日、国会で行われた閉会中審査において、岸田首相は国葬する理由を「長かったから・長くやったから」そして「頑張ったから」として「海外からも弔意があるから」そして「非業の死を遂げたから」この4点を挙げている。

事実関係は間違っていないが、逆に言えば、この程度の説明しかできないとも言える。そのことをもって国葬とはならないし、なり得ない。

知事が個人として私費で東京の方に旅行に行く、もしくは、「ワーケーション知事室」でひとりで弔意を示す、そんな方法もある。わざわざ公費を使い、ましてや地方自治体の「長」として行かれたら困るだけである。

エ 実際にこの事態において、欠席を表明する知事も現われた。実際に知事が公費を使って出席しなくても、県民に対して、「生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれ」もない。公金支出を差し止める措置を考えてもらいたい。

2 執行機関の陳述の要旨

令和4年9月13日に、執行機関の陳述（自治法第242条第8項）を実施したところ、総務部及び議会事務局からおおむね次のとおり陳述があった。

(1) 総務部の陳述

ア 知事が葬儀に参列することについて

葬儀への参列を含む弔事への対応は、地方公共団体の長等が当該団体を代表して、円滑な行政運営を行うために外部と行う交渉（交際事務）の一つである。

自治法第232条第1項において、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他の法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする」とされ、自治法施行規則（昭和22年5月3日号外内務省令第29号）第15条第2項別記で定める歳出予算に係る節区分に「交際費」が規定されている。

交際費は「一般的には対外的に活動する地方公共団体の長その他の執行機関が、その行政執行のために必要な外部との交際上要する経費」とされており（行政実例（昭和28年7月1日自治省行政課長回答）、最高裁判例（平成6年1月27日「大阪府知事交際費の情報公開に係る判例」）では、その交際事務について、「知事の交際事務には、懇談、慶弔、見舞い、賛助、協賛、餞別などのように様々なものが考えられる」と例示している。

また、地方公共団体の長等の交際事務について、最高裁判例（平成18年12月1日「武蔵野市長交際費事件に係る判例」）は、「普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていることなどを考慮すると、その交際が（中略）、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当である。」としている。

イ 国葬儀に対する本県の認識

故人への弔意を表することを目的とした葬儀への参列は、社会通念上儀礼として認識されており、本県においてもこれまでから、県政推進に功績があった方などが逝去された際には、知事が葬儀に参列してきた。

国葬儀が実施されるに当たり、国から発出された開催案内を踏まえた上で対応を判断することになるが、故安倍氏が長年にわたり一国の宰相としてその職責を果たし、兵庫県政の推進のみならず、地方分権や地方創生など、地方行政の発展にも大きな功績を残したことを鑑みれば、国葬儀に地方公共団体の長として知事が参列し、県を代表して弔意を示すことは妥当だと考える。

ウ 知事が国葬儀に参列する場合の公費の支出について

(1) 国葬儀に伴う公費支出の内容

国から発出された国葬儀の開催案内によれば、日本武道館を会場として実施されることから、国葬儀に知事が参列するに当たっては、知事及び随行する職員に係る会場所在地等までの旅費が必要となる。

(2) 公費支出の適法性

a 公費支出の根拠

知事に係る旅費については、特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年10月4日条例第54号。以下「特別職給与及び旅費条例」という。）第6条において「特別職に属する常勤の職員が公務のため旅行する時は、旅費を支給する。」と規定している。また、職員に係る旅費については、職員等の旅費に関する条例（昭和35年10月4日条例第44号。以下「職員等旅費条例」という。）第3条において「職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対して、旅費を支給する。」と規定している。

本県においては、知事を含め、県の職員としての立場で行う職務を公務と認識しており、知事が国葬儀へ参列する場合には、上記の規程に基づき旅費を支給することとなる。

b 公費支出に向けた手続

公務のための旅行は、旅行命令権者（知事においては知事、職員においては所属長）の発する旅行命令によって行われる（職員等旅費条例第4条）。旅費の支給は、旅行者の請求に基づき、旅費の支出命令権者（物品管理課長）が支出を決定した上で行われる（職員等旅費条例第11条）。

知事が国葬儀に参列する場合には、職員等旅費条例及び財務規則（昭和39年3月31日規則第31号）などの諸規定に則って適切に事務処理を行い、旅費の支出を行うことになる。

(2) 議会事務局の陳述

ア 議長为国葬儀への参列について

(7) 地方公共団体が、自治法第2条第2項に定める「地域における事務」及び「その他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるもの」を処理するに当たり、議会は、地方公共団体の議決機関として、その意思決定を行う役割を担っている。

そして、議会がこの役割を果たしていく上で、議会として出席が必要な行事があれば、自治法第104条において、議長は「議会を代表する」と規定されていることから、議長が議会を代表して議長公務として出席している。

(4) 議長が議長公務として出席する行事については、主催する団体、行事の規模や内容、議会との関連性などを総合的に勘案し、決定している。

県政との関わりが深い故人の葬儀に出席して弔意を示すことは、社会通念上の儀礼として必要な行為であるため、これまでから、議長公務と位置づけて出席している。

(6) 安倍元総理は、長年にわたり一国の総理として大きな職責を果たし、兵庫県政の推進はもちろん、地方分権や地方創生など地方行政の発展に大変尽力された方である。

したがって、国葬儀については、国から発出された案内を受け、議長が、議長公務として参列し、議会を代表して弔意を示す予定であるが、これが自治法に反する違法な行為であるとは考えていない。

イ 議長为国葬儀への参列に伴い発生する支出について

(7) 議員が本会議や委員会に出席したり、公務のために旅行した際は、費用弁償として、必要となる交通費や宿泊料等の旅費を支給しており、その支給内容や手続は、自治法及び条例の規定により定められている。

(4) まず、自治法では、第203条第2項で「議会の議員は、職務を行うため要する費用の弁償を受けることができる」とし、同条第4項で「(費用弁償の)額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。」と規定しており、議員への費用弁償を支給する根拠法令となっている。

(6) 自治法の規定を受けて、本県では、「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年10月4日条例第55号。以下「費用弁償条例」という。）」を制定し、費用弁償の支給に関し必要な事項を定めている。

そして、費用弁償条例第3条第1項では、議員が「公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。」と規定している。

(4) 費用弁償の支給に当たっては、恣意的になることなく、厳格な運用となるよう、議長において「議員の費用弁償に係る運用基準」（令和元年6月25日改正。以下「運用基準」という。）を定めている。

運用基準では、まず、費用弁償条例第3条第1項に規定する「公務のための旅行」について、「常任、特別委員会の管内・管外調査及び委員派遣、議員派遣のほか、正副議長の議会を代表する会議等への出席」がこれに該当するとしている。（運用基準1(3)）

そして、「正副議長の議会を代表する会議等に参加するための旅行」については、対象となる会議等として、「各議長会、祝賀会等の議会行事、葬儀等の慶弔行事、県及び県関係団体等の主催行事など」と定めている。（運用基準2(5)①ア）

(4) 以上の規定から、葬儀への出席は費用弁償の支給対象となるため、議長が国葬儀に参列した場合は、費用弁償として旅費を支出することになるが、これは自治法及び費用弁償条例に基づく適正な取扱いである。

ウ 結論

以上のとおり、議長が国葬儀へ参列することは自治法に反する違法な行為ではなく、参列にかかる

経費の支給についても違法な公費支出とはならない。

なお、国葬儀が開催される本年9月27日は、9月定例会の会期中ではあるが、当日は休会日であるため、議長と知事が国葬儀に参列しても日程変更の必要はなく、請求人が言うような回復困難な損害が発生するおそれもない。

第3 監査の対象

住民監査請求に当たっては、対象とする財務会計行為（公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実をいう。以下同じ。）を他の事項から区別し、特定して認識できるように個別的・具体的に摘示しなければならない（最高裁判所平成2年6月5日判決）ところ、請求人が請求書、事実証明書において特定したと判断できる次の事項を対象とした。

- 1 知事の国葬儀参列に関連する経費の支出（随行職員に関する支出等を含む。）
- 2 議長の国葬儀参列に関連する経費の支出（随行職員に関する支出等を含む。）

なお、自治法第242条第1項には、「当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。」と規定され、この場合の「相当の確実さ」は、その可能性、危険性等が相当の確実さをもって客観的に推測される程度に具体性を備えている場合を指す。また、どの程度の具体性が必要かは、個々具体的に判断するほかない（「逐条地方自治法」第9次改訂版（松本英昭著）（以下「逐条地方自治法」という。）1046頁）とされているところ、令和4年7月22日付けで国葬儀の執行について閣議決定され、8月24日には知事が定例記者会見において「県民を代表して、地方自治体の長として、弔意を示すという意味でも、もし案内が来れば公務として出席する方向で考えている」ことを明らかにしていることから、県としての経費の支出が客観的に推測される程度に具体性を備えていると解した。

第4 監査の結果

本件措置請求について、監査の結果を合議により次のとおり決定した。
本件措置請求については理由のないものと判断する。

以下、請求書、事実証明書、請求人の陳述、執行機関の陳述及び執行機関に対する調査により認定した事実並びにそれに対する判断について述べる。

1 認定した事実

(1) 国葬儀について

令和4年7月22日、内閣総理大臣を葬儀委員長とする国葬儀が9月27日（火）、日本武道館において執行されることが閣議決定された。

8月31日には葬儀実行幹事会が開催され、日時、場所及び参列者地方公共団体代表等、案内状は9月初から順次発送することが決定された。

(2) 知事及び議長の国葬儀参列予定について

ア 知事

8月24日の定例記者会見において、知事は「県民を代表して、地方自治体の長として、弔意を示すという意味でも、もし案内が来れば公務として出席する方向で考えている」ことを明らかにした。

9月9日、国葬儀委員長内閣総理大臣からの案内状を受理した。

9月12日の定例記者会見において、知事は「県の代表として公務として出席する方向で考えている」ことを明らかにした。

イ 議長

8月23日、各都道府県議会事務局長に対し、全国都道府県議会議長会総務部長名の事務連絡「故安倍晋三国葬儀の出欠について」の文書が送付され、国葬儀について総務省から都道府県議会議長が参列対象となる旨の連絡があり、については議長の出欠を確認する旨の連絡があった。事務連絡を受け、9月5日、議会事務局長名で議長が出席する旨を回答した。

9月12日、国葬儀委員長内閣総理大臣からの案内状を受理した。

ウ 随員職員

(7) 知事の出張については、職員1名が随員の予定である。

(4) 議長の出張については、職員1名が随員の予定である。

(3) 自治法等の定めと運用

ア 地方自治体の役割

自治法第1条の2第1項は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定し、地方公共団体が、行政の企画・立案、選択、調整、管理・執行などを、自らの判断と責任に基づいて、各行政間の調和と調整を確保しつつ一貫して処理する（逐条地方自治法14頁）ことであるとしている。

イ 地方公共団体の事務

自治法第2条第2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する。」と規定し、普通地方公共団体が一定の行政区域内において行政機能を担う統治団体であり、住民福祉の向上を目的として、統治の作用としての事務一般を広く処理する権能を有することを明らかにしている。ある事務がその区域内で場所的に完結しているかどうかではなく、住民を含め当該地域との合理的な関連性が認められれば、「地域における事務」であると考えられる（逐条地方自治法38頁から39頁まで）。

(4) 国葬儀参列に関連する経費の支出について

関連する経費として、請求人は特定していないが国葬儀参列のための旅行に係る旅費の支出が想定される。旅行については、旅行命令権者（知事は知事、議長は議長、随員する職員は所属長）の発する旅行命令によって行う（職員等旅費条例第4条）。

ア 知事の旅費の定め

知事の旅費の支給に関し、特別職給与及び旅費条例は、第6条で「特別職に属する常勤の職員が公務のため旅行するときは、旅費を支給する。」、また、特別職給与及び旅費条例第7条第3項では、支給に際して「特別職に属する常勤の職員の旅費の支給については、職員等の旅費に関する条例の規定を準用する。」と規定している。

イ 議長に係る旅費の定め

(7) 費用弁償条例第3条第1項では、議員が「公務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。」と規定している。

(4) 費用弁償の支給に当たっては、運用基準により下記のとおり基準を定めている。

費用弁償の対象は、「公務のための旅行（費用弁償条例第3条第1項）」であり、運用基準1(3)では、「常任、特別委員会の管内・管外調査及び委員派遣、議員派遣のほか、正副議長の議会を代表する会議等への出席（自治法104条）」と定めている。

正副議長の議会を代表する会議等への出席の対象については、運用基準2(5)①ア「対象となる会議等」に「各議長会、祝賀会等の議会行事、葬儀等の慶弔行事、県及び県関係団体等の主催行事など」と定めている。

支給の額については、運用基準2(1)①により「職員等の旅費に関する条例に準拠した知事相当額の旅費を支給する。」と定めている。

ウ 随員する職員の旅費の定め

職員等旅費条例第3条第1項は、「職員が出張し、又は赴任した場合においては、当該職員に対して、旅費を支給する。」と規定している。

2 判断

(1) 知事及び議長の国葬儀参列に関連して公費を支出することの違法性について

請求人は、知事及び議長の国葬儀参列に公費を支出することが自治法第2条第2項に反する違法な行為であると主張するが、1(3)に照らし、当該国葬儀参列については、国が行う行事に国葬儀委員長内閣総理大臣から知事及び議長に対し案内がなされたものであり、これに対し、知事は自治法第147条に基づく代表として、議長は自治法第104条に基づく代表として参列するのであるから、地方公共団体の事務に属するものとして当該国葬儀への参列を行うことは知事及び議長の裁量と考えられる。したがって、知事及び議長の当該国葬儀への参列に関連する公費を支出することが違法、不当なものとする事はできない。

(2) 知事及び議長の国葬儀参列に関連する公費の支出について

公費の支出に係る財務会計行為については、本監査時点において手続がなされていないが、今後、各執行機関において、1(4)の規程に基づき手続されるため、関連する公費の支出において、法令等に違背すると認められる点は見受けられなかった。

(3) その他の請求人の主張について

請求人は、国葬儀は違憲・違法なものと考えており、国葬儀に関連して支出される公費もまた違憲・違法な支出になるものと考えていると主張するが、国葬儀が憲法に違反するか否か、違法な行政活動であるか否かについては、住民監査請求が対象とする県の財務会計行為ではなく、監査の対象とすることはできない。

以上のとおり、第3の1及び2の行為を差し止める措置を求める、とする本件措置請求には理由がないものと判断する。

別記1

- 資料1 故安倍晋三の葬儀の執行について（令和4年7月22日閣議決定）
- 資料2 宮間純一氏の新聞記事（2022年8月14日朝日新聞デジタル）
- 資料3 国葬令（大正15年10月21日勅令第324号）
- 資料4 宮間純一著「国葬の成立—明治国家と「功臣」の死」からの引用
- 資料5 故山本五十六氏の国葬に係る新聞記事
- 資料6 岸田内閣総理大臣記者会見（令和4年7月14日）
- 資料7 岸田内閣総理大臣記者会見（令和4年8月10日）

別記2

「あなたは安倍元総理の国葬に賛成ですか、反対ですか？」を問うシール投票の結果（2022年7月21日、8月25日、9月1日、9月8日実施分）